

渡邊信一郎著

『中國古代の財政と國家』

(汲古叢書 91)

柿沼陽平

本書は、長年中国古代史研究の第一線を担ってきた渡邊信一郎氏による待望の新著で、おもに漢代、唐宋変革期の財政と國家の諸問題を論じた大著である。周知のごとく渡邊氏は、『中國古代社会論』(青木書店、一九八〇)、『中國古代國家の思想構造—專制國家とイデオロギー—』(校倉書房、一九九四)、『天空の玉座—中國古代帝國の朝政と儀禮—』(柏書房、一九九六)、『中國古代の王權と天下秩序—日中比較史の視点から—』(校倉書房、二〇〇三)等の專著や訳注書『魏書』食貨志・『隋書』食貨志訳注』(汲古書院、二〇〇八)等の膨大な業績を有し、大学行政・教育面でも京都府立大学学長の重責を担い、まさに現代日本を代表する歴史家・教育者の一人といえる。本書は渡邊氏による財政史研究の集大成で、上記諸業績と合わせて独自の中国古代史像を描出している。それはマルクス主義史学を基盤とし、中村哲『奴隸制・農奴制の理論—マルクス・エンゲルスの歴史理論の再構成—』(東京大学出版会、一九七七)等の理論を背景とし、渡邊氏の属する中国史研究会等での討論を経、今や渡邊史学とよぶに足る体系性・完結性を備えている。その存

在は国内のみならず海外でも注目されている(王徳権「東京与京都之外—渡邊信一郎的中国古代史研究—」『新史学』十七—一、二〇〇六)等参照)。本書はこのように遠大な背景を有する書で、議論も多岐にわたり、安易な総括は厳に慎まれる。とくに評者は一九八〇年生で戦後日本の中国史論争を直接は体感しておらず、専門もまだ魏晉以後に及ばず、意図を汲み切れていない箇所や誤解をしている箇所もあるおそれがある。だが第一に、渡邊史学を一つの手本として育ってきた一若手として本書から得た知的興奮を素直に伝えるため、第二に、関連分野を学ぶ一学徒として御教示いただきたい点や、一部見解の相異なる点があるため、敢えて筆をとる。本書の構成は次の通り。

序説

第一部 漢代の財政と帝國

第一章 漢代の財政運営と國家的物流

第二章 漢代更卒制度の再検討—服虔—濱口説批判 付補論

第三章 漢魯陽正衛彈碑小考—正衛・更賤をめぐって

第四章 漢代國家の社会的労働編成

第五章 漢代の財政と帝國編成

第二部 魏晉南北朝期の財政と國家

第六章 占田・課田の系譜—晉南朝の税制と國家的土地所有

第七章 戸調制の成立—賦斂から戸調へ

第八章 南朝の財政と財務運営—劉宋南齊期を中心に

第九章 北魏の財政構造—孝文帝・宣武帝期の經費構造を中心に

第十章 三五癸卒攷実

—六朝期の兵役・力役徵發方式と北魏の三長制

第三部 隋唐期の財政と帝国

第十一章 唐代前期における農民の軍役負担

—歳役の成立によせて

第十二章 唐代前期賦役制度の再検討—雜徭を中心に

第十三章 唐代前期律令制下の財政的物流と帝国編成

第十四章 唐代後半期の中央財政—戸部曹財政を中心に

第十五章 唐代後半期の地方財政

—州財政と京兆府財政を中心に

論証は多岐にわたり、行論も複雑なので、ここでは評者なりに内容を整理して要約する。

序説 中国古代社会（とくに戦国—隋唐時代）は、「帝国（前漢—隋唐前期王朝を典型とし、外部諸地域に対して軍事的拡張傾向を持つ広領域国家）」が広範な分田農民層を支配する社会である。本書はこの分田農民が「不楽」であった背景を説明する。そこには彼らが重い兵役・徭役等を担っていた事実があり、それは剰余生産の国家的収奪であると同時に、社会的再生産に必要な労働（社会的必要労働）を構成した。秦漢隋唐社会はすでに階層分化し、個々人の物的利害は一致せず、それゆえ国家が社会的労働編成を担った。また中国古代帝国は、政治的の中核（京師）と軍事的前線（辺境）の食糧・衣料・兵員をそれ以外の内部地域が補う分業体制を布き、分田農民に輸送を担わせるとともに、「量入制出」に基づく税を課した。「量入制出」は家計（*oikos*）同様、経費が税収に従属する財政（予算は見積程度）で、年一作方式の農業生産を前提とし、

臨時収入不足が起るたびに正税以外の賦斂を増加した。以上が「不楽」の原因で、本書はその実態説明を行う。

第一部 財政は、政治的に編成された社会の再生産のために国家が行う経済的政治的活動で、国家形成とともに始まる。中国財政の成立は戦国期、史料上考察可能なのは漢代以降で、第一部では漢代財政と国家について検討する。

第一章 前漢元封元年（前一一〇）に財務運営・物流の制度的基礎たる均輸平準が成立した。すなわち前漢では高祖十一年以来、各郡国の租税（算賦・田租・口賦・更賦等）の一部が上供され（献費）、中央大司農財政を構成し、残額は各郡国に備蓄された（委積）。前漢中期の均輸・平準は当該体制をふまえ、中央の臨時的財政需要に応じて「委積」を上供し（委輸）、地方間で臨時財政需要に応じて「委積」を互配し（調均・調度）、運搬を百姓徭役に担当させるといふもので、結果的に商人を抑制した。

第二章 分田農民層の負担のうち、更卒（更徭）は士農工商の全成年男子を対象とする地方徭役で、甲卒・衛卒・戍卒・臨時的徭役と区別され、県で徴集後、郡で組織され、道路・治水工事等に従事し、毎年約二五〇万（塩鉄会議前）に及んだ。分田農民は当番が来たら（踐更）、期間内に就き（居更）、就かずに期間を過ぎた場合（過更）、「過更錢」を代納した。塩鉄会議以後、過更錢納入は常態化し、算賦・口賦とともに「更賦」と総称された。なお踐更期間について本章は、漢初は毎年二ヶ月、塩鉄会議以後は一ヶ月とするが、「補論」では説を一部撤回し、塩鉄会議以前は五更（四ヶ月非番期後一ヶ月踐更）とする。

第三章 後漢になると具幹部が具有器物を民間貸与し、利息で労働者を雇用し、正衛(衛卒)と更賤(更賤の小吏)を代替させる例がみえる(漢魯陽正衛彈碑)。更賤は最下層の吏(卒と総称)で、百姓から強制徴発されて官長出行時の導従・取次ぎ・使い走り・官府警護を担当したが、前漢後期以降は更卒同様、錢納による代替と雇用労働化が進んだのである。

第四章 漢代には更卒・衛卒・戍卒・更賤以外に刑徒・官奴婢もあり、次のように中央的需要・地方的需要・広領域需要に対応した。まず派遣先が本籍郡県内か外かで内徭(Ⅱ中徭)と外徭に大別され、更卒(内徭)は塩鉄會議以前に毎年約二五〇万、以後は約一二五万〜一五〇万で、制度上成年男子が従事した(女子は臨時)。成年男子は他にも約三八万〜四五万の衛士もしくは戍卒(二年間の外徭)と、更賤としての甲卒(郡国兵。一年間の内徭)を担い、甲卒の一部は材官・騎士(武帝期以降は樓船兵も増設)等となった。材官・騎士等は建武七年に廃止されたが、甲卒制度はその後も存続し、走卒・五伯等(更賤)を担った。戍卒と衛卒はどちらか一方を負担すべきもので、他に財物輸送者(徭・徭使)もいた。刑徒労働も中央・地方・広領域各需要に応じて編成され、武帝期以降増加した。官奴婢はおもに中央諸官府に配され、中央配属の刑徒と合計して二〇万に及んだ。以上、漢代には計二〇〇万以上の各種強制労働者があり、地方郡県に掌握され、時に中央政府により首都―郡間や郡―郡間の編成が行われた(ただし数郡規模の臨時的労働編成は制度的に未成熟)。

第五章 漢は景帝〜武帝期の三輔形成以来、三輔―内郡―辺郡

という中心―周辺構造を有し、周辺諸民族への軍事的拡張傾向を有した。内郡―辺郡間には地域的分業・相互依存関係があり、前線には部都尉・属国が置かれた。当該体制は、独特な地方制度を布いた王莽期や、周辺異民族の侵攻が激化した後漢に相当変容したが、結局漢末まで維持された。

第二部 後漢初期の郡都尉廃止と軍備縮小によって、諸徭役が縮小すると、警察組織の亭も打撃を受けた。亭管理下の阡陌制も消え、漢末に戦乱も発生し、分田農民の経済的基盤は失われた。第二部では、かかる分田農民層の魏晉南北朝期における再建過程を検討する。

第六章 魏晉南朝期にも国家的土地所有(国家による土地の附与・没収の有無にかかわらず、国家が土地経営上の剰余生産物を收取している状態)は貫徹した。西晉には占田(各戸の現実耕作地。要自己申告。占有限度あり)に対する田税(度田畝收田税)と、課田(戸調納付用に耕作を強制・奨励する耕地)に対する戸調(内郡一般規定・諸侯国との分割規定・辺郡や辺遠郡規定・夷人規定よりなる戸単位賦課)があり、東晉南朝の占田・課田制放棄後も、田税(度田課税のち口税)・戸調は形を変えて維持された。

第七章 魏晉戸調制は、郡県内で九等の家産評価額に応じて財物(穀物・布帛に限られない)を收取した上で、州郡戸数に一律の税額(西晉では毎戸租四石・絹三疋・綿三斤)を乗じた分を中央へ上供する制度で、漢代に比して人頭課税から戸単位課税へ、錢徴収から布帛生産物徴収への変化が認められる。漢代には、①民間の釀金慣行、②地方社会・地方政府による祭祀費調達、③地方官吏

による属吏・百姓収奪、④中央政府による臨時経費調達の意の「賦斂」があり、とくに④が増加し、王莽期に戸単位で実施され、度々「調度（諸郡間で水平移動）」され、それが常態化した結果、「調」と称され、後漢末に曹操政権下で絹綿対象の戸調として定着した。漢朝はまだ後漢税制を有したが、曹操は権力基盤・軍備維持のために別途戸調を制度化した。

第八章 南朝財政は都督府等軍事財政が優勢で、地方貯備への中央支配は漢代以上であった。とくに劉宋前期～後期に人口・戸調が半減し、軍事費が増大すると、皇帝は台伝（中央直轄地方財務機構）を置いて地方財源を確保し、地方吏員・兵士の給与等も台伝から支払った。地方州刺史は都督某州諸軍事として州府と軍府を兼備し、軍事経費等（資費・実力）を有したが、それも自己調達でなく中央差配により、支出にも中央の許可を要した。地方財政基盤は貧弱で、一部の州以外は自給・貢納の余裕なく、中央主導の財政的物流に依存した。また南朝財政は人口減少と軍事費増大に対応するため、戸調を高額の銭で代納させ、また戸調に匹敵する程の対浮浪人課税・商業課税を行った。つまり南朝は、北朝以上に銭を使用し、農業部門の欠を流通部門で補っていたわけである。

第九章 北魏戸調制も西晉同様、各戸の貲算評價に基づく九等の戸等差に従い、県段階で実施される直接的収取と、州が管轄下各郡県の収取総体の中から支配戸数に標準額（帛二匹・絮二斤・絲一斤・粟二十石）を乗じた中央上供分（公調）があった。だが太和十年（四八六）の三長制施行に伴い一夫婦単位・均一賦課の戸調

へ転換すると、県段階と公調の別は消えた。以上の基本的戸調（常調）に加え、北魏には雑調・兵調（第十章参照）・屯田収入・僧祇粟・塩税・市税・公田賃租等もあり、大半は穀物・布帛であった。支出では、孝文帝太和年間に中央経費（公調）・地方経費（調外）・官僚俸給経費・保険的経費（災害用基金）が区分され限度額が定められ、地方経費等は州倉に貯蓄され、中央管理を受けた。かくて中央の対地方財政主権は強化された。その後、五世紀半ばに江淮・西北辺境が戦線化すると、軍糧補給のため屯田・和糴導入、転運用倉庫（邸閣）設置、水運整備が実施され、中央財政主権はさらに強化された。

第十章 漢代力役制度崩壊後、曹魏は兵戸制中心体制、六朝は兵戸・編戸農民徴兵並存体制を布いた（六朝では兵役・力役・吏役が未分化）。とくに五胡十六国六朝期の編戸農民徴兵制は「三五發卒」「三五占兵」「三五民丁」等の「三五」を冠し、「三×五」「十五」ゆえに「十五丁につき一丁を徴発」、つまり十五丁一番兵制（十五丁を一団とし、一丁を順に毎年対南朝用番兵とし、十五年で一周させ、非番者は兵調貲絹一匹を番兵に援助する制度）を意味し、三長制村落と連動した。すなわち太和十年（四八六）以来の三長制とは一黨五里五二五鄰五二五家（党長は三丁、里長は二丁、鄰長は一丁の徭役免除）という構造を持った村落制度で、一家一丁の場合、每里十五丁（十家三丁）が徴発可能であった。また、正始元年（五〇四）令では一黨族五閭二十比鄰百家で、一閭十五丁（閭長一名・比鄰長四名を除く）が徴兵でき、三長制村落の里・閭は「三五」制と連動した。かくて三長制村落は均等小土地所有・租

税・軍事負担の基層行政単位として秦漢分田農民層再建を担った。

第三部 北魏太和年間に再建された分田農民層は、隋唐天下統一期に全国化し、玄宗開元年間に最盛期と転換期を迎えた。漢代の租賦役も、魏晉南北朝期の租調役へ継受後、開元年間に租庸調へ転換し、徳宗建中元年(七八〇)に両税法へ帰結する。唐代府兵制・防人制も開元年間に募兵制へ転換し、膨大な養兵費を生じ、唐代後半の財政改革を帰結する。第三部ではこれらの具体的過程を検討する。

第十一章 北魏十五丁一番兵制は形を変えて西魏・北周・隋・唐に継受され、とくに隋開皇三年(五八三)以降は番制から歳役(個人別徭労働日負担)へ変容し、防人(おもに辺境、一部は内地守備)を担った。また北朝には兵戸以来の職業軍人もおり、唐代府兵制(兵部尚書・折衝府所屬衛士)を生んだ。府兵宿衛は軍府州民、防人は軍府州民の一部と非軍府州民(編戸百姓)が担った。だが府兵は天寶八年(七四九)に廃止され、防人も、当初は在任中に課役(租・調・正役)が免除され、一部の者のみ庸の代納が許可されたが、開元年間に交替期間が徐々に延長された結果、農業との両立が困難となり、募兵(健兒)化し、開元二十五年(七三七)に全面的に健兒制へ移行した。

第十二章 唐前期には基本(租調と正役)以外に雜徭・色役があった。雜徭は必要に応じて臨時に徴発される不定量の労役で、就役日数が限度を超えると正役が免除され、正役と表裏一体であった。正役は府兵衛士(約六十万)・防人(十数万)・兵募(臨時戦役時に百姓から募集・徴収される征行)よりなり、開元年間には計

百万に及んだ。だが隋開皇十年(五九〇)に一部庸代納で正役・雜徭・防人が免除され、開元年間の正役廃止後は庸が一般化した(租庸調体制成立)。色役は国家の末端公務を担う徭役で、雜任(里正等)・雜職層(州典獄等)として行政組織の最下層を構成し、正役・雜徭を免除された。数は膨大であったが民全員の義務ではなく、開元二十三年改革時に二二万人以上削減された。以上の課役・軍役・色役はどれも差科(選択して派遣・徴発する意)を経、差科は丁口数・資産に基づく戸等や品子・勳級その他を基準とした。

第十三章 前期唐は前漢同様、中央―周辺構造を有する「帝国」で、京師中核領域―内部領域諸州―辺州―羈縻州よりなり、内部領域諸州の税收(人・物・錢)は戸部尚書度支司の差配により、都督府を集配拠点として京師中核領域と辺州へ移送され、各々供御・供軍財政を構成した。洛陽と長安は二大拠点で、各々流域圏を形成し、帝国オイコスを補完した。だが開元二十一―二十五年度の漕運改革・関中和糶法・百姓徴兵制停止は結果的に財政的物流分断・徭役縮小・徴兵制廃止を招き、唐前期物流は解体した。

第十四章 唐前期財政は、開元二十年(七三二)前後の正役停止に伴い租庸調へ移行した。だが安史の乱(七五五―七六三)後に戦費・養兵費が増え、華北では農耕方式の発展に伴う農業労働の通年化・集約化が起こり、農民の府兵・防人負担が困難となり、兵農分業と養兵費増加が進んだ。かくて建中元年(七八〇)以降は両税法・専売収入中心の財政へ移行し、とくに専売収入が戦

費・養兵費となった。また①度支・塩鉄使（左藏庫）、②戸部曹（戸部別庫）、③延資庫使（延資庫）、④皇帝（内庫）よりなる中央財政も、兩税法成立後に開元以来の④中心体制から①中心体制へ移行し、元和年間には①②中心となり、それは唐末混乱期を経て宋代に継受された。

第十五章 兩税法税収は、上供錢物（中央政府へ貢納）・留使錢物（節度使等へ分配。道財政）・留州錢物（州に残留。州財政）に分割・定額化された。地方財政（留使・留州）は中央所定額で、他に州刺史の裁量による公用錢や常平義倉（災害対策用貯蓄）があり、所定額を補い、それでも赤字なら度支・塩鉄使・戸部の地方存留錢物（屬省錢物）が充当された。北魏に原型を有する地方経費は社会的再生産よりも養兵費・官吏俸禄等に用いられ、徐々に中央集権化し、唐代後半〜北宋初に最終段階を迎えた。

以上が本書の要約である。これを一読してわかることは、本書が漢代〜唐宋変革期という広範な時代を扱っていること、膨大な先行研究をふまえ、見事に独創的・体系的な議論を行っていること、従前の渡辺史学と密接に関連することである。随所にみられる鮮やかな創見が定説とどう異なるかは一般の高校教科書や大学参考書と比べるだけでも一目瞭然で、諸学説との相異も大小膨大な数に上り、学界への貢献は計り知れない。ただし本評で全てに言及はできないので、読者には本書を直に読むことを強くお勧めする。その上で次の二点を挙げたい。

第一に、本書は漢唐間の財政通史を広角的に分析し、漢代更賤と唐代色役に共通性があること、官物民間貸与の利潤を用いた行

政が漢唐にあること、漢魏晉ともに税収を中央上供分と郡県取分に分けること等を見事に論証している。このような広角的研究は従来極めて少なく、その点で本書は高く評価される。

第二に、本書は渡辺氏の他の著書と互証関係をもち、遠大な歴史認識を提示している。すなわち渡辺氏は、つとに小農民の直接的必要労働・剰余労働・社会的必要労働の分配形態に応じた国家・共同体・小農民の関連性を検討している。そして、漢〜唐が小経営生産様式（生産過程内に明確な分業・協業を含まず、分散した生産手段のもとで孤立的に営耕する分田農民の生産様式）を基盤とするところ、秦漢社会が富豪・中家・貧家三層よりなる非フラット社会であることを指摘している。さらに渡辺氏は、一部の富豪層以外が土地名有（世襲的占有）段階に至るも私的土地所有段階に至らず、阡陌制崩壊（後漢末）後に変化し、唐宋変革期に国家的農奴制段階から私的土地所有段階へ移行したと主張している。これは、マルクス主義史学を重視しつつ、後漢〜魏晉を画期とする京大派の時代区分を補強したものとみられ、本書はそれを財政史的・国家論的に見事に補完している。

このように本書には大きな学術的意義があるが、評者個人は次の点に若干疑問もある。

第一に、細かい事だが、各章は発表年次を異にする論文に基づくためか、用語の不統一とおぼしき箇所がある（更徭と更卒と力役、正衛と衛卒、正役と軍役、周辺と周縁等）。史料語か造語か判断しにくい箇所もある（たとえば「一更」一回の更」とする一方で、「五更」五ヶ月ごとに一ヶ月踐更」とされ、「数字十更」の概念規定がズレている）。

「百姓」や「編戸百姓」も、本書の議論が分田農民に集中し、非農業民への言及が少ないため、しばしば百姓の意か百姓の意か判断に迷った。また、後章で説明される用語が前章に登場する箇所があり、論文引用時にハーバード方式的なものと古典文学法的なものとの混在もみられる。

第二に、渡辺氏は序章冒頭で、唐貞元三年に百姓趙光奇が徳宗に「(百姓)不樂」と直訴した故事を挙げ、「漢代から唐宋変革期にいたるまでの財政史研究をとおして、「百姓不樂」の背景にある中国古代国家の歴史的特質を明らかにすること(六頁)」、「この百姓・分田農民層が負担する租税・力役軍役を収入源として展開する財政活動と社会的再生産の歴史的特質を明らかにすること(二〇頁)」を目的に掲げ、現に本論で収入・経費の解明を試みているが、そもそも趙光奇の「不樂」は基本的税制の重さに加え、担当官吏が「優恤之詔」を遵奉しなかったことに起因する。とすれば本書は、かかる財政的不法がまかり通った実態をも主題とすべきではなかったか。その場合、たとえば担当官吏への賄賂如何で税率が変化したとする西晉・東晉「勸農賦」等に言及が欲しい。また本書は「古代国家の軍事的拡張傾向が、国内のいかなる契機によって必然化されるのかを問う(二八頁)」ものの、本論では帝國編成や財政的物流を説明するのみで、軍事的拡張傾向必然化の契機(つまりHOWではなくWHY)への言及が少ない。そのため「帝国」を「皇帝制度を有する国家」でなく、わざわざ「外部諸地域に対して軍事的拡張傾向を持つ広領域国家」と定義する意図や、それと所謂帝國主義との関係や相異もやや不明瞭と思われる。

第三に、財政と国家について、本書は「財政は、政治的に編成された社会の再生産を遂行するために、国家がおこなう経済的政治的活動である。それゆえ同義反復になるが、財政は、国家の形成とともに進化する。……国家と財政の形成は、春秋中期に本格化する……中国における財政の成立は、戦国期にある(三五頁)」とするが、「財政なき社会＝国家なき時代」とはいかなる時代か。渡辺氏は「書評・太田幸男『中国古代国家形成史論』(『歴史学研究』八五三、二〇〇九)で、龍山文化期～夏殷周三代を首長制の時代、三代～戦国王権を国家形成の第一段階、戦国王権～漢武帝期を第二段階とするので、「国家なき時代」は首長制時代と国家形成第一段階を含むはずだが、本書に説明はない。殷周に関する実証的研究や、上記定義の意義付けをもう少し補足すべきではなかったらうか。

第四に、本書各章の元となった各論文にはすでに多くの異見がある。たとえば第一章には、重近啓樹「均輸法をめぐる諸問題」(『日本秦漢史学会会報』六、二〇〇五)や柿沼陽平「戦国秦漢時代における塩鉄政策と国家的専制支配の機制―男耕女織政策・塩鉄専売制・均輸平準による三位一体的支配体制の確立―」(『中国古代貨幣経済史研究』汲古書院、二〇一一)の異見がある。第四章で騎士等＝軍吏とする点も、高村武幸「漢代の材官・騎士の身分と官吏人用資格」(『漢代の地方官吏と地域社会』汲古書院、二〇〇八)は「騎士＝吏に準ずる」とし、評者も、肩水金關漢簡(3EJT3:88)で吏・民・騎士が書き分けられていることから、騎士は吏そのものではないと考える。第六章は、占田・課田を検討する上で「戸調之

式・「晉故事」の二史料のうち後者を選択した上で随所に脱文や誤字を想定し、校訂後に自説を展開するが、やや推測が多く、今後の出土文字資料等の増加に伴う傍証が期待される。第七章には、柿沼陽平「三国時代の曹魏における税制改革と貨幣経済の質的変化」(『東洋学報』九二―三、二〇一〇)の異論がある。第九章も、北魏時代に中国史上初めて中央経費(公調)と地方経費(調外)が画されたと解するが、「調外」地方経費」とする前提等々には王万盈「北魏存在地方財政説質疑―兼与渡辺信一郎先生商榷―」(『中国社会経済史研究』二〇〇八―三)の批判がある。また漢代地方経費については、直井晶子「前漢における郡県財政と少府・小府・少内」(『中国出土資料研究』四、二〇〇〇)の指摘する漢代小府(郡の公金銭を扱う部署)等との関係にも言及が欲しい。第十章も、「三五発卒」に対する先行研究批判と十五丁一番兵制の理解は説得的だが、論証時に「三五」を直接「三×五」十五」とする点はやや疑問。南朝「三五門」層との名称上の共通性も気になる。第三部は評者の専門外なので具体的言及は避けるが、たとえば第十一章で「天聖令不行唐令」開元二十五年令」とした際に、黄正建「《天聖令》附《唐令》是開元二十五年令嗎？」(『中国史研究』二〇〇七―四)等¹⁾に言及があってもよい。また「府兵制」については今後、平田陽一郎「西魏・北周の二十四軍と「府兵制」」(『東洋史研究』七〇―二、二〇一〇)等との関連で、議論の進展が期待される。第十二章は、①雑徭・色役のみならず課役も差科対象であった点、②差科基準が戸等に限らない点を指摘するが、②は例外的で、①も「臨時」(『唐律疏義』差科賦役違法条疏議)なので、唐

代税制の骨子に関する渡辺説は、氏の批判する大津透『日唐律令制の財政構造』(岩波書店、二〇〇六)と意外に近い。また渡辺氏は、雑徭が一定日数(四〇日)以上だと正役が免除されることから両者を表裏一体とするが、論拠の充夫式に脱字が想定される他(吉田孝「雑徭制の展開過程」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三)等)、四〇日以上の雑徭は実際なかったとする大津透『日唐律令制の財政構造』の指摘もある。

第五に、本書は中村哲『奴隸制・農奴制の理論』等に依拠している。たとい九七〇年代以降のマルクス主義史学批判が一部当てはまる。たとえば渡辺氏は「世界史の基本法則」と一線を画し、中国史の特殊性に着眼する。また国家を階級支配の暴力装置と捉え、上部構造の相対的自律性を認め、再生産過程に配慮している。だが上部―下部構造論を前提とし、生産様式に基づく世界史類型化を図っており、結局は社会主義を暗黙のゴールとする進歩史観的、生産中心主義的傾向に帰結する。本書が経済的被搾取者の「不楽」を主題とする点もマルクスのものである。それらは従来、中国古代史研究の現代的意義を担保し、今も意義を有するが、現代批判に有効な視点はそれらに限られない。むしろ評者自身は上記有限路線史観等に批判的で、ダイナミックな社会変革を近未来に想定・希求する点も非現実的²⁾と考える。逆に未来のゴールを一つに絞らずに、「多様性をもつ人間(アマルティア・セン)」を前提とした歴史像と未来像を模索する必要があるのではないか。そこで評者は近年、交換史観を提唱し、全人間社会³⁾が交換から成

り立つこと、各時代・地域には特有の交換が複数並存することを指摘し、よりよい未^{コミュニケーション}来を模索するための参考例として歴史を研究すべきだと主張した(拙著『中国古代貨幣経済史研究』)。その場合、国家・帝国等の定義や財政史の叙述も当然本書とは異なってくる。この点で評者は、本書の実証的意義を最大限重んじ、一貫した理論的主張に敬意を表しつつも、本書とは全く異なる方向性で議論を進めたいと考えている。

以上、本評では渡辺氏の大著を評者なりに整理・紹介し、学界に寄与する点を挙げた。また数点の疑問等も挙げたが、本書にはなお大きな学術的意義がある。すなわち本書は、先学の論じた議題を闇雲に追った研究や、新出史料を無闇に振りかざす研究や、批判のための批判とは異なり、渡辺氏が戦後歴史学との格闘の末に到達した、まさに血肉の通った重厚な大著である。つまるところ、これこそが渡辺史学の最大の魅力であろう。

(汲古書院 二〇一〇・九刊 A5 六一四頁 一四〇〇〇円)

足立芳宏著

『東ドイツ農村の社会史』

——「社会主義」経験の歴史化のために——

星乃治彦

本書は、ドイツ農業史、とくに東ドイツを対象とするという一見マイナーなテーマを扱いながらも、①東エルベへの着目という大塚史学以来の伝統的問題関心を踏まえ、②「特有な道」論、「東」への視点、「細民」の歴史と解釈される社会史の発想や方法など、ドイツや日本における、その後の研究の発展を丁寧なフォローし、さらには、③ミクロヒストリーといった新たな問題関心や手法を取り入れながら、④難民という「移動」の産物を介して新境地を拓くという成果を生み、果ては、⑤「二〇世紀社会主義」と命名された社会主義体制の歴史的検討にまで射程に入れるという、単に二〇世紀ドイツ農村史における土地改革と農業集団化の研究にとどまらない、縦横に張り巡らされた問題関心と十全な文書館史料に支えられた、七〇〇ページに迫るドイツ現代史研究における傑作である。

足立氏は、本書に先だって、一九九七年にすでに学位論文をまとめ、前著『近代ドイツの農村社会と農業労働者——土着と(他所者)のあいだ——』(京都大学学術出版会、一九九七)を刊行している。